

(e) 国際予備審査機関は、(c)に規定する異議の審理には、異議申立手数料の国際予備審査機関への支払を条件とすることができ、出願人が68.(v)に規定する期間内に要求される異議申立手数料を支払わなかった場合には、その異議申立ては、行われなかつたものとみなし、国際予備審査機関はその旨を宣言する。(c)に規定する検査機関がその異議を完全に正当と認めた場合には、異議申立手数料は、出願人に払い戻す。

十八 69.1 (d)(iii)中の「の(a)」を「1」に改める。
 十九 第七十六規則の表題を次のように改める。
 第七十六規則 優先権書類の翻訳文、選択官庁における手続への規則の準用
 二十 76.5の表題を次のように改める。
 76.5 選択官庁における手続への規則の準用
 二十一 76.5中「22.(g)、47.1、第四十九規則、第四十九規則の二及び第五十一規則の二の規定」を「3.3.の22.(g)、47.1、第四十九規則、第四十九規則の二及び第五十一規則の二の規定」に改める。

○財務省告示第八号
 農林水産省告示第八号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二条第三項の規定に基づき、平成十年六月十七日農林水産省告示第三十二号（農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号並びに農業信用保証保険法施行令第四条第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金、主務大臣が指定する農業協同組合及び主務大臣が指定する農畜産業振興事業団の助成を定める件）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

農林水産大臣 島村 宜伸

第一条第一号口中「国」を「財団法人農林水産長期金融協会」に改め、同号八中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第二条第一号中「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」を「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改める。

○経済産業省告示第一号
 環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第一項の規定により自主回収の認定をしたので、同条第二項の規定に基づき、当該認定を受けた特定容器利用事業者の名称及び住所並びにその回収する特定容器の種類、量及びその回収の方法を次のとおり公示する。

平成十七年三月三十日

財務大臣 谷垣 禎一
 経済産業大臣 中川 昭一
 環境大臣 小池百合子

- 一 名称 宝酒造株式会社
- 二 住所 京都府京都市伏見区竹中町六〇九番地
- 三 回収する特定容器の種類及び量

| 回収する特定容器の種類 | | | | | 回収量（年間） |
|-------------|----|------|-----|---------|-----------|
| 素材 | 容量 | 重量 | 用途 | 形状 | |
| ガラス | 無色 | リットル | 清酒用 | 図第一のとおり | 六八、五三〇キロ |
| ガラス | 無色 | リットル | 清酒用 | 図第二のとおり | 一〇八、八六二キロ |
| ガラス | 無色 | リットル | 清酒用 | 図第三のとおり | 二二五キロ |

四 回収の方法

当該者が、卸売業者等に委託して回収する。回収を委託された卸売業者等は、小売業者等が消費者から回収した当該特定容器を取りまとめ、当該者に引き渡す。

【図第一】

